第 10 回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成30年3月26日(月) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

日程第	1		議事録署名者の指名について
日程第	2		会期の決定について
日程第	3	報第20号	農地所有適格法人の報告等について
日程第	4	議第70号	農地法第3条の規定による権利移動の許可につい て
日程第	5	議第71号	農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申 請に意見を付する件について
日程第	6	議第72号	農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的 変更の許可申請に意見を付する件について
日程第	7	議第73号	現況農地でないものの証明願に意見を付する件に ついて
日程第	8	議第74号	農用地利用集積計画の決定について
日程第	9	議第75号	農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について

○本日会議に出席した委員(議席順)

村上真由美、谷口忠幸、丸山斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右工門、増田勝、森山護、道上 修、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

日程第10 議第76号 農用地利用配分計画(案)について

○本日会議に欠席した委員

伊藤善明、下田初秋、清水直喜

○本日会議に出席した職員等

事務局長:橋本哲夫、事務局次長:林篤志、振興主事:中田義博、農地主事:小笠原茂、書記:脇坂光生、武川尚、水橋靖、山腰勝也、野畑清明、川上富之、木戸脇良昭、尾形博司、(代理)本山秀治、田中伸司

飛騨農林事務所農業普及課:井之本浩美、林務課長:長谷川雅樹、畜産課長:丸山浩一、農地相談員:森本和彦

職務代理

ただいまより第10回高山市農業委員会を開催いたします。

本日は、伊藤委員、下田委員、清水委員より欠席報告をいただいています。現在の本出席委員は、19名中16名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。

続きまして、会長より挨拶を願います。

会 長

昨日、町内の行事で山へ行ってきましたが、いつもは残雪に覆われているわけですが、今年は雪が全くなく、こんなに雪のない山を見たのは初めてでした。今年の夏の水不足が懸念されます。

先日、認定農業者の総会に出席させていただきましたが、今年も 10月頃にサミットが計画されています。ある人から昔は農業委員 さんも沢山参加されていたが、最近は参加者が少なくなったと言われました。日程は、まだ未定ですが、決まり次第連絡しますので、今年は何とか都合をつけて、たくさんの方に参加していただきたい 思います。

本日も、どうか宜しくお願いします。

職務代理

ありがとうございました。

それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。

会長が議長を務め、進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題とします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございません

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号2番 谷口委員と、3番 丸山委員を指名します。

議長

日程第2 会期の決定について を議題とします。 会期は本日1日としたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第20号 農地所有適格法人の報告等について を議題とします。

事務局の説明を願います。

小笠原農地主事

今回は53法人のうち6法人についての報告となります。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、 ①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上6件について報告いたします。

議長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 議第70号 農地法第3条の規定による 権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇

今回は、5件の上程です。

書 記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地 目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあ

っては存続期間を説明)

(その他の説明)

5番案件の受人は、3条の条件となる最低経営面積を満たしていませんが、取得要件として「その位置形状からその隣接する農地と一体として利用しなければ困難である場合」に該当するものとして移転は可能と考えます。

以上、5件、田畑9筆で合計 5,479 ㎡についてご審議をお願い いたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第5議第71号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇

記

書

今回は、9件の上程です。

最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、 地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を 求める旨、農振除外・用途変更案件については適用年度及び目的を 説明)

以上、9件、田畑16筆で 計 4,999.84 ㎡についてご審議を お願いいたします。

議 長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第6 議第72号 農地法第5条の規定による 権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

 木 戸 脇

 書 記

本日は15件の上程です。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(・用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)

(その他の説明)

- **1番**の案件のこの地域は、高山市風致地区に指定されているため 別途まちづくり条例の手続きが必要となります。
- 8 番は隣接に農地があることから隣接者承諾書の提出を求めていますが、現在固辞されている状況です。法的に承諾書添付の必要性はありませんがその場合、隣接地に対する被害防除措置の計画図面が必要となりますが添付済となっています。

以上 15件、田畑23筆、7,234 m についてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの件についてご意見ございませんか。

谷口委員

先の8番案件ですが、承諾を固辞されている隣接者の名前と住所 を教えていただけますか。

木戸脇書記

名前はN・Aさんで、住所は確認しておりません。

議 長 隣接の農地は耕作がされている状況か。また、当該農地への出入りはどのようにしているか。

木 戸 脇 畑として耕作されていることを現地確認しています。出入りにつ 書 記 いては位置的に隣接する方の敷地を使用されているのではと思います。当然、承諾のうえの出入りと思います。

議 長 何が原因で承諾を固辞されているのか。

木 戸 脇 明確なことはわかりませんが、申請者によると過去にあったコン 書 記 ビニエンスストアの時に店舗排水の件で相互間に問題が発生し、そ の事案が尾を引いているとのことです。申請者はそれを想定した誓 約書を提出したそうですがそれでも承諾いただけなかったとのこと。

議 長 それぞれの当事者において言い分はあると思いますが、法的に承 諾書の提出義務はないことと、隣接への被害防除措置が計画書にて 提出されていることで許可はやむを得ないのでは。今後の許可書交 付時には両者円満な中で事業を進められるよう事務局からの指導 を願えればと思います。

他にご意見等ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目 的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意 見を付することに決定します。

> 続きまして、日程第7 議第73号 現況農地でないものの証明 願に意見を付する件ついて を議題といたします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇 非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でな 書 記 い土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年 以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明

等です。

今回は2件の上程です。

(各案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)

以上2件、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件 については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第8 議第74号 農用地利用集積計画の決定 について を議題といたします。

1番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんので お願いします。

1番について、事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は45件の利用権設定についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(1番について認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間及び新規・更新の別を説明)

1件のご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、1番について承認といたします。 1番関係委員の議事参与制限を解きます。

続きまして2番以降の説明を願います。

尾形書記

(2番以降について、受人ごとに説明)

以上、田畑138筆 127,972.86㎡について ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、農用地利用集積計画の決定については、承認と します。

続きまして、日程第9 議第75号 農用地利用集積計画(農地 中間管理事業)の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は8件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑37筆 40,737.6㎡について、新規・更新10年又は11年の賃貸借権を設定するものです。

以上ご審議をお願いします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決 定について、承認とします。

続きまして、日程第10 議第76号 農用地利用配分計画(案) について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は37件についての上程です。

(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあっては存続期間を説明)

以上、37件につきましてご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

議 長 30番と34番の案件ですが、登記面積と貸付け面積が大きく違っているが何故か。

尾形書記 該当農地の一部のみの貸付になりますので、当面積を記載しております。

議 長 他にご意見等ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、農用地利用配分計画(案)について、承認とします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意 見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれをもちまして、第10回高山市農業委員会を閉会いた します。ありがとうございました。

午後2時30分 終了

議事録署名者

鴻巣 明久 議長

谷口 忠幸委員

丸山 斉委員